

議会運営委員会会議録

(平成30年2月27日)

栄町議会

議 会 運 営 委 員 会

議 事 日 程

平成30年2月27日（火曜日）

午後1時30分開会

- 事 件 （1）平成30年第1回栄町議会定例会の付議事件について
- | | |
|---|-----|
| 1. 町長提出議案 | 27件 |
| 人事案件 | 1件 |
| 新規条例 | 1件 |
| 条例の一部改正 | 11件 |
| 訴えの提起 | 1件 |
| 補正予算 | 6件 |
| 当初予算 | 6件 |
| 専決処分の承認 | 1件 |
| 2. 議員提出議案 | 1件 |
| 栄町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例 | 1件 |
- （2）諸般の報告について
- | | |
|----------------|----|
| 1. 現金出納の検査結果報告 | 3件 |
| 2. 陳情 | 2件 |
| 3. 議員派遣報告 | 1件 |
- （3）一般質問について 通告者6名
- （4）会期、議事日程、会議録署名議員の指名について
- （5）予算審査特別委員会の設置及び運営方法について
- （6）その他、議会運営に関すること

出席委員（5名）

委員長 大澤 義和 君
委員 戸田 栄子 君
委員 橋本 浩 君

副委員長 松島 一夫 君
委員 大野 徹夫 君

欠席委員（1名）

委員 高萩 初枝 君

出席を求めた者

議長 大野 博 君

副議長 金島 秀夫 君

説明のため出席した者

総務課長 古川 正彦 君

出席議会事務局

事務局長 鈴木 正巳 君

書記 野平 薫 君

◎ 開 会

○委員長（大澤義和君） ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。

◎ 開 議

○委員長（大澤義和君） 本日は、平成30年第1回栄町議会定例会に伴う議会運営委員会です。委員の皆様及び議長、副議長、また町執行部から古川総務課長のご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ここで、会議に先立ちまして、大野議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（大野 博君） 皆さん、こんにちは。第1回定例会に関する議会運営委員会ご苦労さまでございます。

今回は町長提出議案が27件、一般質問が6名、皆さんご存知のとおり、今、風邪とインフルエンザが流行っていますので、体調には十分、気を付けて定例会にあたっていただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

◎ 審 議

○委員長（大澤義和君） ありがとうございます。それでは、早速審議に入ります。

今定例会の招集日は3月6日、火曜日です。現在まで確認しております付議事件は、町長提出議案が27件、その内訳といたしまして、人事案件1件、専決処分の承認1件、新規条例1件、条例の一部改正11件、訴えの提起1件、補正予算6件、当初予算6件です。

また、議員提出議案が1件、出ております。

なお、一般質問は6名となっております。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

初めに、町長提出議案の27件につきまして、古川総務課長より説明をお願いいたします。古川総務課長。

○総務課長（古川正彦君） それでは私より、平成30年第1回栄町議会定例会への提出予定議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

まず、町からの提出予定議案でございますが、先ほど委員長からお話がありましたように、人事案件が1件、専決処分が1件、条例制定1件、条例の一部改正11件、訴えの提起1件、補正予算6件、平成30年度当初予算6件で合計27件でございます。それでは議案ごとにご説明申し上げます。

はじめに、議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて、所管課は財政課でございます。内容でございますが、本年1月の降雪被害への対応に係る予算執行について、特に

緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため、地方自治法第179条第1項の規定により、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ300万円増額し、総額を75億2,041万7,000円とする平成29年度栄町一般会計補正予算（第7号）を定めることについて、平成30年1月29日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

続きまして、議案第2号、栄町教育委員会教育長の任命について、所管課は総務課でございます。内容でございますが、現教育長の葉山教育長より、平成30年3月31日をもって辞職したい旨の申出があり、栄町教育委員会の同意が得られたことから、新たに藤ヶ崎功氏を栄町教育委員会教育長に任命すべく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期といたしましては、同法第5条第1項の規定により、葉山教育長の残任期間となります平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間とするものでございます。

続きまして、議案第3号、栄町印鑑条例の一部を改正する条例について、所管課は住民課でございます。内容でございますが、町民の利便性を高めるため、平成30年7月2日からコンビニ交付のサービスを導入し、全国のコンビニエンスストア等でマイナンバーカードを使用し、印鑑登録証明書を取得することができるよう、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日といたしましては、平成30年7月2日からとするものでございます。

続きまして、議案第4号、栄町個人情報保護条例及び栄町情報公開条例の一部を改正する条例について、所管課は総務課でございます。内容でございますが、行政機関個人情報保護法及び行政機関情報公開法が改正され、個人情報の定義の明確化等について新たに規定が追加されたことに伴い、本町の個人情報保護条例及び情報公開条例においても、法律と同様の改正を行うものでございます。

なお、施行期日といたしましては、既に法律が施行されていることから、公布の日とするものでございます。

続きまして、議案第5号、栄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、所管課は福祉・子ども課でございます。内容でございますが、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正され、本条例において引用している同法の条項に変更が生じたため、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日といたしましては、平成30年4月1日からとするものでございます。

続きまして、議案第6号、栄町介護保険条例の一部を改正する条例について、所管課は健康介護課でございます。内容でございますが、介護保険法第129条第2項の規定により、栄町第7期介護保険事業計画に基づく、平成30年度から平成32年度までの3年間の介護保険料に係る基準額の改正及びその他法改正に伴う所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日といたしましては、平成30年4月1日からとするものでございます。

続きまして、議案第7号、栄町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、所管課は健康介護課でございます。内容でございますが、指定地域密着型サービスの基準等の改正が行われたことから、栄町の指定に係る指定地域密着型サービスの基準を定める条例についても同様の改正を行うものでございます。

なお、施行期日といたしましては、平成30年4月1日からとするものでございます。

続きまして、議案第8号、栄町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について、所管課は健康介護課でございます。内容でございますが、介護保険法の改正に伴い、指定居宅介護支援事業者の指定権限が県から町に移譲されることに伴い、新たに栄町が指定することとなる指定居宅介護支援事業者について、当該事業者が行う居宅介護支援等に係る事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を制定するものでございます。

なお、施行期日といたしましては、平成30年4月1日からとし、第16条第1項第20号の規定につきましては、平成30年10月1日からとするものでございます。

続きまして、議案第9号、栄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、所管課は住民課でございます。内容でございますが、国民健康保険の広域化に伴う高齢者の医療の確保に関する法律の改正により、後期高齢者医療加入時に、県外市町村の国民健康保険で住所地特例を受けていた者については、後期高齢者医療においても住所地特例が適用される見直しが行われたため、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日といたしましては改正法の施行日と同日の、平成30年4月1日からとするものでございます。

続きまして、議案第10号、栄町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、所管課は住民課でございます。内容でございますが、国民健康保険の広域化に伴う国民健康保険法及び同法施行令の改正により、都道府県にも国民健康保険運営協議会を置くこととされたため、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日といたしましては、改正法及び改正施行令の施行日と同日の、平成30年4月1日からとするものでございます。

続きまして、議案第11号、栄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、所管課は住民課でございます。内容でございますが、国民健康保険の広域化に伴う地方税法の改正により、国民健康保険税は国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用等に充てることとされたことを踏まえ、課税等の定義等について、地方税法の規定に合わせるよう、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日といたしましては、改正法の施行日と同日の、平成30年4月1日からとするものでございます。

続きまして、議案第12号、栄町中小企業資金融資条例の一部を改正する条例について、所管課は産業課でございます。内容でございますが、本条例に基づく融資として、これから創業をしようとする法人等及び事業を開始してから1年未満の法人等も対象にするなど、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日といたしましては、平成30年4月1日からとするものでございます。

続きまして、議案第13号、ドラムの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、所管課は産業課でございます。内容でございますが、コスプレの館に設置されるシャワー室について、指定管理者が利用の許可を行い、利用料金を徴収するため、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日といたしましては、平成30年4月1日からとするものでございます。

続きまして、議案第14号、栄町都市公園条例の一部を改正する条例について、所管課は建設課でございます。内容でございますが、都市公園法の一部を改正する法律の施行に伴う都市公園法施行令の改正により、運動施設率の基準を定めるなど、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日といたしましては、既に改正法が施行されていることから、公布の日からとするものでございます。

議案第15号、訴えの提起について、所管課は総務課でございます。内容でございますが、旧北辺田小学校敷地土地賃貸料にかかる滞納額の一部について、佐倉簡易裁判所に滞納者である株式会社アグリ・ベリーを当事者とする支払督促の申立てを行ったところ、当該滞納者より異議の申立てがなされたことから、訴訟に移行するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、執行部からのお願いといたしまして、訴訟に移行する手続の関係上、上程日となります3月6日に質疑、採決までお願いできればと思いますのでよろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第16号から第21号につきましては、平成29年度における6会計の補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するものでございます。所管課は財政課でございます。誠に申し訳ございませんが、補正予算案につきましては現在調製中でございます。本日ににつきましては、概要の説明とさせていただきます。

はじめに、議案第16号、平成29年度栄町一般会計補正予算（第8号）についての概要でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,200万円増額する予定で調整しております。

続きまして、議案第17号、平成29年度栄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億200万円減額する予定で調整しております。

続きまして、議案第18号、平成29年度栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第

3号) についての概要でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ600万円増額する予定で調整しております。

続きまして、議案第19号、平成29年度栄町介護保険特別会計補正予算(第4号)についての概要でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約1,400万円減額する予定で調整しております

続きまして、議案第20号、平成29年度栄町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についての概要でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約300万円増額する予定で調整しております。

続きまして、議案第21号、平成29年度栄町矢口工業団地拡張事業特別会計補正予算(第1号)についての概要でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ500万円減額する予定で調整しております。

続きまして、議案第22号から第27号につきましては、平成30年度における6会計の当初予算について、地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するものでございます。所管課は財政課でございます。それでは、各会計別にご説明させていただきます。

はじめに、議案第22号、平成30年度栄町一般会計予算の概要でございますが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ67億4,240万円とするものでございます。

続きまして、議案第23号、平成30年度栄町国民健康保険特別会計予算の概要でございますが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ25億8,967万8,000円とするものでございます。

続きまして、議案第24号、平成30年度栄町後期高齢者医療特別会計予算の概要でございますが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億2,303万7,000円とするものでございます。

続きまして、議案第25号、平成30年度栄町介護保険特別会計予算の概要でございますが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ13億9,258万7,000円とするものでございます。

続きまして、議案第26号、平成30年度栄町公共下水道事業特別会計予算の概要でございますが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億6,160万3,000円とするものでございます。

最後に、議案第27号、平成30年度栄町矢口工業団地拡張事業特別会計予算の概要でございますが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ115万3,000円とするものでございます。

以上、町からの提出予定議案の説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○委員長(大澤義和君) ありがとうございます。町長提出議案の説明が終わりましたが、質疑をおうかがいする前にここでおはかりをいたします。議案第15号について、訴訟に移行

する手続の関係上、初日の6日、提案理由の説明のあと採決までお願いしたいという申出がございましたが、これにご異議ございませんか。

[「なし」という声あり]

○委員長（大澤義和君） それでは、ご異議ないようですので、議案第15号は初日の6日、提案理由の説明のあと、質疑・討論・採決まで行うことに決定いたしました。

それでは、町長提出議案の説明に対し、何か質疑等あればお願いいたします。松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 第13号のドラムの里のシャワー室ですけれども、これは現在、建築中のコスプレの館のシャワー室ということでよろしいんですか。

○委員長（大澤義和君） 古川総務課長。

○総務課長（古川正彦君） ただいまお話がありましたように、現在、建築中のコスプレの館のシャワー室となります。よろしく申し上げます。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） この提案理由の中で、「仮称」というのがないんですけれども。今まで「ドラムの里のコスプレの館（仮称）」となっていたように思うんですが、「仮称」は消えたんですか。

○委員長（大澤義和君） 古川総務課長。

○総務課長（古川正彦君） 先の12月議会定例会におきまして、コスプレの館の設置について、ドラムの里の設置管理条例の一部改正条例が成立しておりますので、今回はその改正条例と併せて同じ「コスプレの館」ということで、「仮称」は付けておりません。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） では12月で「仮称」が消えたんだっけ。正式名称になったんだっけか。

○委員長（大澤義和君） 古川総務課長。

○総務課長（古川正彦君） 工事案件につきましては仮称のままでございますけれども、施設といたしましてはもう12月の条例改正で「仮称」はない、正式名称であるということでお願いいたします。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 了解です。

○委員長（大澤義和君） 他にございませんか。よろしいですか。

それでは、ないようですので私からおはかりいたします。議案第2号は、いわゆる人事案件でございますので、本会議初日の6日に質疑・討論の後、採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」という声あり]

○委員長（大澤義和君） ご異議がないようですので、他の議案と同様、質疑・討論を行い、

本会議初日の6日に採決することに決定しました。

次に、議案第8号は新規条例ですので、教育民生常任委員会に付託し、審議することにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」という声あり]

○委員長（大澤義和君） ご異議がないようですので、議案第8号は、教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

続きまして、議案第22号から議案第27号までの、平成30年度各会計の予算審査につきましては、例年どおり、予算審査特別委員会を設置し、審査することにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」という声あり]

○委員長（大澤義和君） ご異議がないようですので、議案第22号から議案第27号までの平成30年度各会計の予算審査につきましては、予算審査特別委員会を設置して審査することに決定いたしました。

なお、予算審査特別委員会の設置及び運営方法等については、のちほど事務局長より説明をしていただきます。

町長提出議案については、以上のとおりといたします。

続きまして、議員提出議案につきまして、事務局長より説明をお願いいたします。鈴木議会事務局長。

○事務局長（鈴木正巳君） それでは議員提出議案でございますが、発議案第1号、栄町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、3常任委員長より提出されました。改正内容につきましては、これまで、栄町議会の議員の期末手当の支給率の改正にあっては、人事院及び千葉県人事委員会の勧告に準じて支給率の引上げや、あるいは町の厳しい財政状況などを鑑みて支給率を引き下げるなどの改正を行ってきたところであります。そうした中、現在の社会情勢において、景気回復を受け、民間給与も公務員給与を上回る状況にあり、こうしたことから、人事院及び千葉県人事委員会では、公務員給与は期末手当等の引上げを行うよう勧告がありました。このことから、勧告に準じて議員の期末手当の年間支給月数について所要の改正を行うものであります。

なお、本日の全員協議会で発議案第1号の詳細等、内容説明をさせていただきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○委員長（大澤義和君） ありがとうございます。議員提出議案の説明が終わりましたが、質疑等あればお願いいたします。

[「なし」という声あり]

○委員長（大澤義和君） 質疑はないようですので、議員提出議案については以上のとおりと

いたします。

続きまして、諸般の報告について事務局長より説明をお願いいたします。鈴木議会事務局長。

○事務局長（鈴木正巳君） 諸般の報告でございますが、まず、監査委員から現金出納の検査結果報告といたしまして、平成29年12月期分から平成30年2月期分までの3件について、いずれの月においても特段の指摘がありませんでしたので、議長からその旨の報告をお願いいたします。

次に、陳情が2件提出されております。「住民の健康増進と2020東京オリンピック・パラリンピックにむけて受動喫煙防止条例の早期制定を求める陳情書」及び「県民の健康増進と2020東京オリンピック・パラリンピックにむけて「千葉県受動喫煙防止条例の早期制定を求める意見書」の提出を求める陳情」がありましたので、その写しを配布させていただきます。

次に、議員派遣報告ですが、平成29年11月28日からの議員派遣報告につきましては、議会事務局内の告知板へ掲示してございますので、配布は省略させていただきます。

以上でございます。

○委員長（大澤義和君） ただいま事務局長より説明がありました諸般の報告については、説明のとおりといたします。

続きまして、一般質問について事務局長より説明をお願いいたします。鈴木議会事務局長。

○事務局長（鈴木正巳君） それでは、一般質問の通告につきましては、お手元に通告書を配布させていただいておりますが、6名の議員から出ております。通告順に申し上げますと、野田議員、高萩議員、藤村議員、戸田議員、岡本議員、松島議員となっております。質問の内容につきましては通告書のとおりであります。

以上でございます。

○委員長（大澤義和君） ただいま事務局長より説明がありましたが、一般質問については説明のとおりといたします。

続きまして、会期、議事日程、会議録署名議員の指名について、事務局長より説明をお願いいたします。鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木正巳君） それでは、はじめに、お手元に配布してございます会期予定をご覧いただきたいと思います。案はつけてはございませんが、現時点では案ということでご理解いただきたいと思います。また、議事日程についても同様でございます。

はじめに、会期といたしましては、3月6日火曜日、10時に招集されまして、翌週16日金曜日までの11日間となります。会議の内容としましては、初日、6日は午前10時から町長提出議案並びに議員提出議案の提案理由の説明となります。なお、先ほど決定いたしました議案第15号、訴えの提起について及び人事案件につきましては、採決までお願いいたします。

そして、本会議終了後ですけれども、教育民生常任委員会を開催していただき、新規条例の議案第8号の審査をお願いいたします。翌日の7日は、予算質疑通告に対して執行部の答弁検

討期間ということを考慮しまして、休会とさせていただければと思います。

次に、8日木曜日、9日金曜日につきましては、先ほど決定したとおり、予算審査特別委員会を開催していただきまして、8日は総務及び教育民生常任委員会所管事項、9日は経済建設常任委員会所管事項、それと全体質疑といたします。その後、議案調査のために休会に入りまして、週を明けて一般質問を14日水曜日4名、15日木曜日、この日は午前中、布鎌小学校の卒業式があるため、開議時刻を午後1時30分からとして2名といたしました。そして最終日、16日の金曜日ですが、この日も午前中、安食台小学校並びに竜角寺台小学校の卒業式があるため、本会議の開議時刻を午後1時30分からといたしまして、議案並びに発議案の質疑、討論、採決、以上のような内容で組ませていただきました。

続きまして、議事日程でございますが、ただいまの会期予定に準じた日程といたしまして第1号から第4号までを作成しております。まず、初日の第1号をご覧いただきたいと思います。日程的には、議案番号順に議題といたしまして、町長提出議案の提案理由の説明になります。

なお、日程第3、議案第2号、栄町教育委員会教育長の任命について及び日程第4、議案第15号、訴えの提起については質疑・討論の後、採決まで行っていただければと思います。

次に、先ほどありました議案第8号につきましては、提案理由の説明の後、総括質疑を行っていただいて教育民生常任委員会への付託となります。

また、日程第24の議案第22号から日程第29の議案第27号までの平成30年度予算については、総括質疑を行い、議長発議によりまして予算審査特別委員会を設置していただき、ただちに休憩を取って、議員控室にて委員会を開催して、委員長、副委員長の互選をお願いしたいと思います。

次に、14日と15日の第2号、第3号につきましては一般質問の日程となりまして、先ほど申し上げましたとおり、14日、4名、15日、2名という形で組みました。

そして最終日、16日の第4号ですが、先ほど申し上げましたとおり午後1時30分からの開議ということで、町長提出議案並びに議員提出議案の質疑・討論・採決、以上のような内容で日程を組ませていただきました。

次に、会議録署名議員につきましては、6番、大野徹夫議員、7番、大澤議員にお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（大澤義和君） ただいま事務局長より説明がありました会議録署名議員については、説明のとおりといたします。

次に、会期、議事日程は、ただいまの説明のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」という声あり]

○委員長（大澤義和君） ご異議ないようですので、会期、議事日程は、説明のとおり決定

いたしました。

続きまして、予算審査特別委員会設置及び運営方法について、事務局長より説明をお願いいたします。鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木正巳君） それでは、お手元の予算審査特別委員会設置及び運営方法をご覧くださいと思います。全体的には例年どおりの内容となっております。本会議初日、6日に総括質疑の後、議長の発議によって設置していただくこととなります。内容等でございますが、議長を除く13名で構成いたします。審査日程は、8日木曜日に総務常任委員会所管事項と教育民生常任委員会所管事項、9日金曜日に経済建設常任委員会所管事項といたします。

なお、町長、副町長、教育長及び地方創生担当理事、総務課長、財政課長との全体質疑を9日、経済建設常任委員会の所管事項の審査が終わりましたら行いたいと思います。審査の方法につきましては、これも例年通り、質疑通告制一問一答、回数制限なし、また、通告以外の質疑を1委員3件以内といたします。会議録は全文筆記、会議は公開という形にしたいと思います。

予算質疑の通告につきましては、この議会運営委員会終了後、事務室のボックス内に配布させていただきますと思います。提出期限につきましては、3月5日月曜日の午前10時までという形にさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（大澤義和君） ただいま事務局長より説明がありましたが、予算審査特別委員会設置及び運営方法は、説明のとおりにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」という声あり]

○委員長（大澤義和君） ご異議ないようですので、予算審査特別委員会の設置及び運営方法は、説明のとおり決定いたしました。松島委員。

○副委員長（松島一夫君） ちょっと確認させてください。予算の質疑通告が5日の朝10時でございますが、これも一般質問と同じメールでよかったんです。これはどうでしたか。全員協議会までに確認とればいいですから。

もう1点、些細なことをいいですか。議案第15号なんですけども、先ほど委員長のご説明で「訴えのていぎ」とおっしゃって、事務局長も「ていぎ」とおっしゃったけど、これは「ていぎ」と読むんですか、こういう場合は。

○委員長（大澤義和君） 古川総務課長。

○総務課長（古川正彦君） 「ていき」です。「ていぎ」ではなく、「ていき」です。濁らないということで。

○委員長（大澤義和君） 続きまして、その他ですが、はじめに事務局長、何かございませんか。鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木正巳君） それでは、その他ということで1点だけご報告いたします。

議会初日、3月6日火曜日になりますが、執行部職員の本会議への欠席の取扱いにつきましてご報告させていただきます。内容は、文部科学省の会計検査院による会計実地検査が議会初日の午前9時30分から、この役場を会場に実施されることとなりました。このことにより、検査対象事業であります所管課の教育総務課長及び福祉・子ども課長の両名にあたりましては、検査の受検にあたり本会議を欠席することの連絡が執行部よりございましたので、議長がこれを承諾いたしましたことをご報告させていただきます。

なお、議案第5号の条例の一部改正につきましては、所管課の福祉・子ども課長に代わり、総務課長が代理で議案の提案理由の説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。この件につきましては、この後開催されます全員協議会において、最後に事務局から議員の皆さまにお知らせさせていただきたいと思っております。

なお、このあと開催されます全員協議会ですが、執行部より11の議事が出ております。また、事務局より1件ございますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○委員長（大澤義和君） それでは他に委員のかた、ございませんか。橋本委員。

○委員（橋本 浩君） 議案第21号は、工業団地の特別会計補正予算は平成30年度で配られていますけど、平成29年度ということですのでよろしいですね。

○委員長（大澤義和君） 古川総務課長。

○総務課長（古川正彦君） 申し訳ございません、提案理由一覧表がちょっと間違っています。平成29年度です。

○委員長（大澤義和君） ほかにございませんか。松島委員。

○副委員長（松島一夫君） いつもこの時期は小・中学校の卒業式とかぶって、日程が変則なんですけども、今回は特に変則だと感じておりますが、教育委員会のほうに、なぜかかる事態になったか確認なさいましたか。

○委員長（大澤義和君） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木正巳君） この件につきましては、昨年から多少、小学校の卒業式がばらけてきまして、今回、この会計検査の関係ありまして、教育総務課長、事務局に来ていただいたときに私のほうから確認しましたところ、教頭会ですとか校長会がございまして、その中の校長会の中で各校長先生がいつやりたいということで出し合うらしいんですけども、昨年、特に今年はまだ3日間に分かれていますので、木、金で翌週の火曜日ですか。やはり校長がその学校の卒業式の日程を決められるということで、議会の日程ということでうちのほうの教育委員会の課長なんかも出ておりますけれども変更できないと。あくまでも校長会の意思を持って卒業式を決めるというようなことを申しておりましたので。ちょっとここまでしか把握はしていないんですけども。よろしくお願いいたします。

○委員長（大澤義和君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 了解です。

○委員長（大澤義和君） よろしいですか。ほかにございませんか。

◎ 閉 会

○委員長（大澤義和君） それではないので、これで議会運営委員会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

午後2時3分 閉会

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成30年4月3日

議会運営委員会委員長 大澤 義和